

概要版

六戸町 第2期地域福祉計画

令和7年度～令和11年度

令和7年3月
青森県六戸町

地域福祉計画の策定

1 地域福祉計画とは

地域福祉とは、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係や仕組みをつくっていくことで、生活課題を解決し、地域全体をより良いものにしていくことです。

こうした地域の福祉力を強化・活性化するためには、町民一人ひとりが「困っている人がいたら手助けしよう」「地域で支え合おう」という意識を持ち、行動することが大切です。さらに、町民だけでなく、様々な活動をしている地域組織、事業所、行政等が、それぞれの役割を持って主体的に参加し、協働しながら、すべての人が人に役立つ喜びを大切にする社会を構築していく「地域福祉」を推進することが必要です。

2 計画期間

本計画の計画期間は、2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5年間とします。

3 計画の位置付け

「地域福祉計画」は、子育て、高齢者、障がい者、健康増進といった福祉に関する部門別計画の『共通軸となる施策』を体系化する、福祉分野の上位計画に位置付けられます。

■ 六戸町地域福祉計画の位置付け



4 基本理念

住みなれた地域で いきいきと安心して暮らせる 絆づくり

5 基本目標

基本目標1 地域で支え合う仕組みづくり

支え合いの地域福祉を進めるため、住民一人ひとりの地域福祉に対する意識を高めるとともに、地域における住民の自主的なボランティア活動を支援します。

また、地域での支え合い・見守り体制の充実をはじめ、民生委員・児童委員等への支援、地域福祉活動の中心的組織である六戸町社会福祉協議会との連携強化を図り、地域で支え合う仕組みを創ります。

施策

地域福祉意識の高揚

地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

支え合い・見守り体制の充実

福祉活動への支援と連携強化

社会福祉協議会への支援と連携強化

基本目標2 安心して暮らせる仕組みづくり

自立した生活を支えるための様々な福祉サービスを、必要とする人が適切に利用できるよう、個々の状況に応じた相談体制の充実をはじめ、的確な情報提供を行うとともに、良質なサービス提供体制の整備を図ります。

また、災害対策の強化をはじめ、人権擁護の推進、安全な移動手段や生活環境の確保を進め、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、安心して暮らせる仕組みを創ります。

施策

相談体制の充実

情報提供体制の充実

福祉サービス提供体制の充実

災害への備え

権利擁護の推進

支援が必要な人への対応

安全な移動手段・生活の確保

基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みづくり

隣近所や住民同士による協力や連携を強化するため、地域での身近な居場所づくり・交流の場づくりを進めるとともに、地域ぐるみの健康づくりや生きがいづくり活動を推進し、住民一人ひとりが生涯を通じ心身ともに健康でいきいきと暮らせる仕組みを創ります。

施策

居場所づくり・交流の場づくり

社会参加・生きがいづくり

健康づくり・介護予防

地域福祉計画の施策展開

基本目標1 地域で支え合う仕組みづくり

(1) 地域福祉意識の高揚

地域や住民の取り組み

- 福祉に関心を持ち、福祉について話し合う機会をつくりましょう。
- 町や社会福祉協議会等が開催する福祉イベントに参加しましょう。
- 福祉についての講演会や出前講座に参加しましょう。

町の取り組み

- 啓発活動の充実
- 相互理解の促進

社会福祉協議会の取り組み

- 地域福祉に関する啓発活動の充実
- 福祉教育の充実
- 共同募金運動の充実
- 各種福祉イベントの開催
- 住民座談会の開催

(2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

地域や住民の取り組み

- 地域活動・ボランティア活動に興味を持ち、理解を深めましょう。
- ボランティア研修会等に参加し、ボランティア活動をはじめましょう。
- できることから地域活動・ボランティア活動に参加しましょう。

町の取り組み

- ボランティア活動の支援
- 青少年ボランティアの育成

社会福祉協議会の取り組み

- ボランティアセンター機能の充実
- ボランティア活動の支援
- ボランティアの育成

(3) 支え合い・見守り体制の充実

地域や住民の取り組み

- 日ごろからあいさつや声かけを行うなど、身近なところから住民同士のつながりを深め、お互いの顔が見える関係づくりに努めましょう。
- あいさつ、声かけや安否確認など見守り活動に参加しましょう。
- 認知症などへの理解を深めましょう。
- 虐待を知った場合には、速やかに公的機関に知らせるようにしましょう。

町の取り組み

- 子どもや認知症高齢者等の見守り活動の推進
- 地域や町内会における取り組みの支援
- 関係者のネットワークづくり
- 認知症対策

社会福祉協議会の取り組み

- 見守りサポーターの配置・ネットワーク会議の開催
- 住民主体の支え合いの地域づくりの推進
- 福祉安心電話サービス事業の推進
- 生活支援体制整備事業の推進
- 生活困窮者支援等のための地域づくり事業の推進
- 住民主体の生活支援サービスの実施

(4) 福祉活動への支援と連携強化

地域や住民の取り組み

- 民生委員・児童委員等の活動に興味や関心を持ちましょう。
- 地域の民生委員・児童委員をはじめ、福祉活動をしている人や団体に協力しましょう。

町の取り組み

- 民生委員・児童委員への支援
- 地域福祉活動への支援

社会福祉協議会の取り組み

- 民生委員児童委員との連携
- 当事者団体等への支援
- 関係機関・団体との連携強化

(5) 社会福祉協議会への支援と連携強化

地域や住民の取り組み

- 社会福祉協議会の活動を理解し、活動を支援しましょう。
- 社会福祉協議会の各種福祉事業に参加しましょう。

町の取り組み

- 社会福祉協議会の体制強化に向けた支援
- 社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会の取り組み

- 社会福祉協議会の組織基盤強化
- 人材確保・育成・定着
- 町との連携強化

基本目標2 安心して暮らせる仕組みづくり

(1) 相談体制の充実

地域や住民の取り組み

- 悩みごとは一人で悩まずに、家族や友人などに相談したり、福祉に関することで困ったことがあったら、相談窓口を積極的に利用しましょう。
- 困っている人や悩みを抱える人たちから助けを求められたときは、話を聞くことからはじめ、相談窓口を紹介しましょう。

町の取り組み

- 身近な相談窓口の充実
- 相談支援の充実
- 町職員や民生委員・児童委員等の資質向上に向けた研修等の実施
- 関係機関との連携体制の強化

社会福祉協議会の取り組み

- 福祉総合相談の充実
- 町・民生委員児童委員・関係機関との連携強化
- 自立相談窓口との連携強化

(2) 情報提供体制の充実

地域や住民の取り組み

- 町、社会福祉協議会、関係機関・団体等が発信する情報への関心を高めるとともに、情報を積極的に活用しましょう。
- 口コミは大きな情報源になるため、福祉情報をまわりの人にも伝えましょう。
- 各種団体は会員への情報提供を積極的に進めましょう。
- 地域・町内会内で福祉に関する情報提供を進めましょう。

町の取り組み

- 広報紙・町ホームページ等での情報提供
- 各種手当・制度の周知徹底
- 民生委員・児童委員等を通じた情報提供の充実

社会福祉協議会の取り組み

- 広報誌、ホームページ、SNS等での情報提供
- 地域福祉・ボランティア活動に関する情報発信の充実

(3) 福祉サービス提供体制の充実

地域や住民の取り組み

- 利用できる福祉サービスについて、適切に活用しましょう。
- アンケート調査に積極的に参加し、サービス充実のための提言を行いましょう。
- 各種福祉計画の内容を、広報紙、ホームページ等で理解し、住みやすい地域づくりに協力しましょう。
- 町や社会福祉協議会が開催する講演会、研修会等に積極的に参加しましょう。
- 可能な範囲で町民参加型のサービスに参加しましょう。
- サービス提供事業者は、利用者のニーズを把握してサービス内容の改善・充実に図りましょう。

町の取り組み

- 子育て支援の充実
- 高齢者支援の充実
- 障がい者支援の充実

社会福祉協議会の取り組み

- 生活支援サービスの周知
- 支援対象者への適切なサービスの提供

(4) 災害への備え

地域や住民の取り組み

- 地域で見守るべき人が誰なのかを把握しましょう。
- 避難時の連絡体制や避難の方法を家族で共有しましょう。
- 家庭での水や食料などの備蓄を心がけましょう。
- 防災訓練や身近な地域の自主防災組織の活動に参加しましょう。

町の取り組み

- 防災意識の高揚
- 避難支援体制の充実
- 緊急時の情報伝達、通報支援

社会福祉協議会の取り組み

- 災害時における地域の多様な主体との連携体制の構築
- 災害ボランティアセンター設置・運営訓練
- 災害ボランティア研修会・防災講座の開催

(5) 権利擁護の推進

地域や住民の取り組み

- お互いの人権を尊重する意識を高めましょう。
- 身近で起きる可能性がある虐待やDVに気づけるよう心がけ、気づいたときは、すぐに行政機関等に連絡しましょう。
- 子どもが虐待を受けているのでは、と感じたら児童相談所全国共通ダイヤル「189(いち・はや・く)」に電話しましょう。

町の取り組み

- あらゆる虐待やDV・ハラスメントの防止
- 児童虐待防止の推進
- 高齢者虐待防止の推進
- 障がい者虐待防止の推進
- 成年後見制度の周知

社会福祉協議会の取り組み

- 日常生活自立支援事業の推進
- 法人後見事業の推進
- 成年後見制度の相談・支援体制の充実

(6) 支援が必要な人への対応

地域や住民の取り組み

- 身近な気になる人に、見守りや声かけを実践しましょう。
- 一人で悩まずに、困りごとがあれば、相談窓口を積極的に利用しましょう。

町の取り組み

- 生活困窮者への対応
- 子どもの貧困対策
- 更生保護の対応
- 家族介護者への支援

社会福祉協議会の取り組み

- 生活困窮者への対応
- 子育て応援事業の実施
- 低所得者世帯等への貸付事業の実施
- 制度の狭間の課題を解決する取り組みを推進

(7) 安全な移動手段・生活の確保

地域や住民の取り組み

- 地域ぐるみでの交通安全活動や交通安全教室に参加することで交通ルールとマナーを熟知し、交通事故の防止に努めましょう。
- あいさつや声かけがお互いにできる関係づくりなど地域のつながりを深めることで、自主防犯活動の充実や消費者被害の防止を図りましょう。

町の取り組み

- 身近な移動手段の確保
- 交通安全対策の強化

社会福祉協議会の取り組み

- 福祉有償運送(移送サービス)の実施、車いすの貸出
- 高齢者・障がい者の生活支援サービスの充実

基本目標3 いきいきと暮らせる仕組みづくり

(1) 居場所づくり・交流の場づくり

地域や住民の取り組み

- ふれあいいきいきサロン等に行ってみましょう。
- 関心のある活動の運営に参加してみましょう。

町の取り組み

- ふれあいいきいきサロン
- みんなの食堂ワイもぐの充実
- 高齢者の通いの場・居場所づくり
- 認知症支援
- 地域子育て支援拠点事業の充実

社会福祉協議会の取り組み

- 地域におけるサロンの推進
- 高齢者の居場所づくりの推進
- 多世代の交流の場づくりの推進
- みんなの食堂ワイもぐの実施
- 居場所づくりの立ち上げ支援
- 生活支援体制整備事業の推進

(2) 社会参加・生きがいづくり

地域や住民の取り組み

- 家に閉じこもらずに、地域の色々な教室や活動に参加しましょう。
- 事業者等は高齢者、障がい者の就労機会の拡大に努めましょう。

町の取り組み

- 高齢者の生きがい・社会参加の促進
- 障がい者社会参加の促進

社会福祉協議会の取り組み

- 高齢者の生きがいと健康づくりの推進
- 高齢者・障がい者の社会参加の支援
- 生活支援体制整備事業の推進

(3) 健康づくり・介護予防

地域や住民の取り組み

- 地域ぐるみの健康活動に取り組みましょう。
- 「自分の健康は自分で守る」を意識し、健(検)診を受けるとともに自らの健康状態に関心を持って、心配ごとがあれば早めに相談・受診しましょう。
- 健康づくりに対する意識・知識を高め、日常生活の中での自主的な健康づくりを習慣にしましょう。

町の取り組み

- 健康づくりの推進
- 各種保健事業の推進
- 介護予防の推進

社会福祉協議会の取り組み

- 高齢者の生きがいと健康づくり事業の推進
- 生活支援体制整備事業の推進

六戸町 第2期地域福祉計画

問合せ先 六戸町福祉課

〒039-2392 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地60番地

電話 0176-55-3111 FAX 0176-55-3031

H P <http://www.town.rokunohe.aomori.jp/>